

## 青森県教育委員会第914回定例会会議録

1 期 日 令和7年3月26日(水)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時13分

4 場 所 教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について・・・・・・・・原案決定(別紙)

議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第5号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第6号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第7号 青森県教育職員免許状再授与審査会規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第8号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第9号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第10号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第11号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について・・・・・・・・原案決定

その他 青森県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成等について

その他 職員の懲戒処分の公表基準の改正について

その他 職員の懲戒処分の状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子(教育長)、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

長内理事、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小舘生涯学習課長、坂本スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

安田委員、松本委員

・書記

西智明、佐藤栞

## 7 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(長内理事)

この度の案件は、県議会第321回定例会に追加提出された「令和6年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したことから、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「令和6年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、25億6,174万7千円の減額となっている。

これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,274億2,005万4千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について (非公開の会議につき記録別途)

### 議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(山館文化財保護課長)

この度、青森県文化財保護審議会委員のうち、記念物(動物)分野を担当する岡田あゆみ委員から辞職願が提出されたことから、これを承認することとし、その後任として、小倉匡俊氏を新たに委嘱するものである。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和7年3月27日から令和8年4月8日までとなる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

### 議案第3号 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則案について

(伊藤職員福利課長)

令和7年4月1日に、本県で初となる義務教育学校が六戸町に設置されることに伴い、学校教育法施行細則など3つの規則について、所要の整備を行うため提案するものである。なお、この規則は、令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

### 議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について

(伊藤職員福利課長)

1点目は、青森県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴う分掌の整理である。

令和7年4月1日に、教育委員会の新たな附属機関として青森県教育職員免許状再授与審査会を設置することから、当該審査会に関する事務について、教育職員の免許状に関する事務を所管している教職員課の所掌事務とするものである。

2点目は、義務教育学校の設置に伴う所要の整備である。

令和7年4月1日に、本県では初となる義務教育学校(六戸町立義務教育学校六戸学園)が設置されることに伴い、関係する学校教育課、教職員課及び教育事務所の所掌事務における小学校や中学校などの校種に関する規定に義務教育学校を追加するものである。

規則の改正案等は別添のとおりであり、令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

### 議案第5号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案について

(下山学校教育課長)

1点目は、令和6年度末の人事異動により、総合学校教育センターの所長配置体制を変更することに伴う分掌の整理である。

令和7年度から当分の間、常勤の所長を配置せず、総合学校教育センターの所管業務について専門的な知識や経験を有する特別職である非常勤の所長を配置することから、副所長が所長の職務を担うことができるよう、規定を追加するものである。

2点目は、義務教育学校の設置に伴う所要の整備である。

令和7年4月1日に、本県で初となる義務教育学校が設置されることに伴い、所掌事務における小学校や中学校などの校種に関する規定に義務教育学校を追加するものである。

規則の改正案等は別添のとおりであり、令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

## 議案第6号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について

(小関教職員課長)

この度の改正は、教育職員免許法に基づき、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、講師等に授与する臨時免許状について、申請書類の一部を簡略化するとともに、教育職員免許法の一部改正及び関係法律の改廃に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要として、(1)は講師等に授与する臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状の授与を受けようとする場合において、これまでは、初回申請時と同一の書類提出を求めていたが、申請書類を一部省略できるよう関係規定を改正するものである。

(2)は教育職員免許法の一部改正により、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る幼稚園教諭免許状授与の要件を緩和する特例期間が、10年間から15年間に延長されたことに伴い、関係規定を改正するものである。

(3)は外国人登録法の廃止及び刑法の一部改正により、関係規定を改正するものである。

規則は令和7年4月1日から施行するものであるが、刑法の一部を改正する法律の施行期日は、令和7年6月1日となっていることから刑法に係る規定のみ令和7年6月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。

## 議案第7号 青森県教育職員免許状再授与審査会規則案について

(小関教職員課長)

この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第6条の規定に基づき、青森県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(1)審査会の委員は、5人以内で構成し、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他青森県教育委員会が適当と認める者のいずれかに該当する者とし、(2)委員には守秘義務を定めることとしている。(3)審査会の会議は会長が主宰し、(4)審査会の会議は非公開としている。また、(5)審査会の議事について利害関係を有する者は、議事に参加することができず、(6)必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができることとしている。

また、施行期日については、令和7年4月1日からとしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第7号については原案のとおり決定する。

## 議案第 8 号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

(小関教職員課長)

この度の改正は、県立五所川原農林高等学校の学科の設置及び廃止並びに義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要の 1 点目としては、県立五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科の募集停止並びに環境科学科の設置に伴う所要の整備を行うものである。

2 点目としては、六戸町において、現在設置している小学校 3 校、中学校 2 校を統合し、令和 7 年 4 月 1 日に、新たな義務教育学校を設置することに伴う所要の整備を行うものである。

また、改正後の規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

なお、県立五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科については、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 8 号については原案のとおり決定する。

## 議案第 9 号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について

(坂本スポーツ健康課長)

この度の改正は、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬年額の算定基礎としている地方交付税単位費用積算基礎が改められたことに伴い、学校医及び学校歯科医の報酬年額を 20 万 9 千円から 21 万円に改めるものである。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 9 号については原案のとおり決定する。

## 議案第 10 号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について

(山館文化財保護課長)

本議案は、三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧に係る使用料について、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の使用料を徴収しないこととしたことから、同センターの使用料の免除に関する規定について改めるほか、所要の整備を行うため提案するものである。

概要について、主に次の 2 点について改正を行うこととしている。

まず、(1) の使用料の免除については、同センターを高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒が観覧する場合に使用料の全部を免除するなど、所要の整備を行うものである。

次に、(2) の所長の職務について、同センターでは、令和 4 年度から本規則上の所長を欠員とした上で、特別職である非常勤の所長を配置し、当分の間、所長業務は副所長が

行うこととしてきたが、令和7年度から常勤の所長を配置することに伴い、所長の職務は副所長が行う旨の附則を削除するものである。

なお、改正後の規則は、令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第10号については原案のとおり決定する。

## 議案第11号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について

(山館文化財保護課長)

令和7年3月15日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝（彫刻）として「木造天部立像」、県無形民俗文化財として「栗山太神楽」を指定することが適当であると答申があったため、提案するものである。

まず、「木造天部立像」は、尊名や所有者である清水寺への伝来は不詳ながらも、11世紀後半から12世紀にかけての平安時代後期の典型的な天部像を代表する作例として貴重であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「栗山太神楽」は、史実としての起源は不明であるが、各種文書から19世紀初頭、盛岡藩のお抱え芸能集団であった七軒丁が江戸で習った太神楽や各種演目を栗山の者に伝授したとされている。下北地域の民俗芸能の展開や田名部神社の歴史を考える上で重要な民俗芸能であり、県無形民俗文化財に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第11号については原案のとおり決定する。

## その他 青森県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成等について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成等について御説明する前に、令和9年度開校予定の下北地区統合校の現状について御説明する。

下北地区統合校の校舎については、むつ工業高等学校のグラウンドに新たに整備することとし、令和7年度からの管理・教室棟改築工事に係る、入札公告がなされていたが、参加希望者がなかったことから、入札中止となった。

このことについて、先日開催された総合教育会議において、知事からは、開校の遅れは地域や子どもたちへの影響が非常に大きいことから、早急に結論を出せるよう対応するとともに、地域に丁寧の説明するよう求められたところである。

また、昨日むつ市を訪問し、入札中止について御心配をかけていることについてお詫びするとともに、入札中止になったこと等について説明し、むつ市長からは、早期に今後の方針を示すようお話しがあった。

県教育委員会としては、子どもたちのことを第一に考えながら、地域の意見を伺い、可能な限り早期に今後の対応についてお示しできるよう、検討を進めるとともに、地域に丁寧に説明していきたいと考えている。

県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成について御説明申し上げるとともに、魅力ある県立高等学校づくりに関する地区懇談会の開催状況について御報告申し上げます。

はじめに、「1 県立高等学校教育改革次期計画の構成」について御説明する。

まず、次期計画は「基本方針」と「実施計画」とで構成される。

次に、「(1) 基本方針」の位置付け等についてであるが、基本方針は、魅力づくり検討会議からの検討結果報告書及び県民から寄せられた意見等を踏まえ、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校づくりに関する基本的な考え方、高等学校の魅力づくり、学科等の魅力づくり、学校配置等の基本的な方向性を示すものである。

基本方針の期間は、令和10年度以降の10年間とし、策定時期は、令和7年9月頃を予定している。

次に、「(2) 第1期・第2期実施計画」の位置付け等についてであるが、実施計画は、令和10年度以降の具体的な学科改編や学校配置等を示すものである。

実施計画の期間は、第1期が令和10年度から14年度までの5年間、第2期が令和15年度から19年度までの5年間としている。

策定時期は、第1期が令和8年10月頃、第2期は第1期実施計画において見通しを示す予定としている。

次に、「2 魅力ある県立高等学校づくりに関する地区懇談会の開催状況」について御報告する。

まず、「(1) 開催目的」は、青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告書の内容を広く県民へ説明するとともに、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校づくりに関する御意見等を伺うため、県内6会場で地区懇談会を開催したものである。

次に、「(2) 開催状況」は、3月10日から3月19日まで、記載のとおり開催し、参加者は計23人であった。

また、「(3) 主な御意見等」として、「魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方に関すること」では、「将来、社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう、生徒のニーズに応じたきめ細かな教育を提供する必要がある。」、「通学支援を実施してほしい。」との御意見があった。

〔学校・学科の充実に関すること〕では、「生徒の特性等に応じたきめ細かな指導を行うため、特別支援学校等との連携を推進することが重要である。」、「学校規模にかかわらず、単位制の導入や遠隔授業の実施を進めてほしい。」、「地域等と一体となって学校づくりを推進してほしい。」、などの御意見があった。

〔学校配置に関すること〕では、「郡部にある高校の通学手段の確保など、魅力化・特色化に取り組み、存続させる方向で検討してほしい。」、「義務教育段階における不登校経験を有する生徒への対応として、定時制課程の配置拡充について検討する必要がある。」、「統合を行う場合には、地域や教員の意見を取り入れながら、教育活動の充実に向けた検討を進めてほしい。」などの御意見があった。

〔地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくりに関すること〕では、「魅力ある高校づくりを進めるに当たっては、地域の理解と協力が必要であるため、令和10年度以降の具体的な対応に関する検討状況について、小・中学生やその保護者にしっかりと周知してほしい。」、「地域等からの良い意見については、令和10年度を待たずに対応してほしい。」などの御意見をいただいたところである。

地区懇談会では、これらの御意見のほか、アンケートへの記載も含め、多くの御意見をいただいたため、詳細については、現在実施中のホームページ等による意見募集の結果と

合わせて、後日御報告する。

次に、次期計画の全体構成イメージと今後の進め方について御説明する。

参考資料の基本方針では、魅力づくり検討会議からの検討結果報告書を踏まえ、「基本的な考え方」、「高等学校の魅力づくり」、「学科等の魅力づくり」、「教育制度」、「学校配置」等に関する部分について、基本的な方向性を示すこととしているが、本資料では、先日の総合教育会議を踏まえ、今後の基本方針の検討に向けた主な論点を記載している。

なお、先ほども御説明したとおり、学校・学科等の魅力づくりや、各地区の学科改編、学校配置等については、右側の実施計画において具体化することとなる。

この実施計画の策定に当たっては、点線の枠囲みにあるように、各地区の学校配置の在り方に対する意見交換を3回程度行うものである。

先ほど御説明したとおり、基本方針の策定期間は、令和7年9月頃を予定しているが、基本方針の策定に向けて、令和7年7月頃までに、基本方針案の作成を進めていきたいと考えており、今後の進め方として、魅力づくり検討会議からの検討結果報告書の項目ごとに、複数回にわたって検討を進めていきたいと考えている。

(新藤委員)

下北地区統合校について、報道を見て下北地区の県民の皆さんはとても不安な状況であると思われる。令和9年度開校予定の学校を目標にしていることも子どもたちに不利益がないよう、早急に今後どうしていくのか目途を立てていただくとともに、丁寧に説明していただきたいと思っている。

次に、次期計画の構成や基本方針の検討に向けた主な論点は、先日の臨時会や総合教育会議を踏まえた内容になっていると理解した。

今後の教育委員会会議においては、基本方針の内容について検討を進めていくこととなるが、総合教育会議において知事からは、「少人数学級編制の実施」や、「重点校・拠点校制度や地域校制度の在り方」、「授業改善に向けた単位制の導入」、「地域と連携した学校づくり」、「あおもり創造学の発展に向けた取組」についてコメントをいただいた。少子化や特別な支援を要する子ども、不登校児の増加を踏まえ、少人数学級制度の検討は必要になるかと思われる。

授業改善に関しても、新しいやり方に挑戦しようと頑張っている先生方もいらっしゃる。そういった先生方が孤立しないように、チームで授業改善に取り組むためのシステムや、新しい教育に向けて頑張ろうとしている先生を後押しできるようなシステムが必要なのではないかと思う。

また、実際に見学してあおもり創造学は本当に素晴らしいものであると思った。今後はますます地域との連携が必要になってくるため、そういったことも踏まえながら議論を進めていく必要があると思っている。

(平間委員)

下北地区統合校について、今一番心配しているのは子どもたちである。事務局には丁寧な説明と迅速な対応を進めてほしいと思う。

しかし、今回の件は教育委員会だけではなく、様々な担当部署が携わっていると思われるため、今後はより連携して情報を早急に集めて対策に反映していただきたいと思う。

県民の皆さんとしては、どこが責任を取るかということは大きな問題だと思われる。県教育委員会が先頭に立って子どもたちにとって最適な方法を考えていただきたいと思って

いる。

また、先日行われた総合教育会議では、知事自らの言葉でたくさんの意見を交換できた事はとても良かったと思っている。

私が特に印象に残っているのは、地域との連携した学校づくりについてである。学校現場の先生方には、良い学校づくりは地域づくりや町づくりにもつながるという考えを持っていただきたい。それは県民の皆さんにもお願いしたいことであり、学校だけではなくその地域にいらっしゃる皆さんも、学校を核として地域が活発化していくか想像しながら学校改革や魅力づくりを一緒に進めていければ良いと思っている。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成等については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 職員の懲戒処分の公表基準の改正について

(小関教職員課長)

「改正の趣旨」について、昨年度来、重大な非違行為が立て続けに発生している状況に鑑みて、懲戒処分について、県民に説明責任を果たすことや、職員の同種事案への抑止策として、また、非違行為を厳しく取り扱う姿勢を県民や職員に示すため、「職員の懲戒処分の公表基準」を改正し、免職の事案等について氏名及び所属名を公表する等の改正を行うものである。

次に、「改正内容」であるが、1点目として、「被処分者に係る事項」について、これまで、特定の個人が識別され又は識別され得る情報を除いて公表することとしてきたところであるが、改正後は、「免職の事案」について、氏名及び所属名を公表することとした。

また、免職の事案以外で「警察発表により氏名が公になっているなど、社会的影響が大きいもの」について、個別の事案ごとに所属及び氏名の公表を判断することとした。

2点目として、「公表の例外」について、これまでも、被害者の権利利益が害されるおそれがある場合等には、公表事項の全部又は一部を公表しないこととしてきたところであるが、改正後は、その意図を明確にするため、被害者の権利利益が害されるおそれがある場合の内容を基準として定めることとした。

最後に、「施行日」は、令和7年4月1日としている。

(安田委員)

今後公表基準が厳正化されることに伴い、非違行為がゼロになることを願う。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ職員の懲戒処分の公表基準の改正については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(小関教職員課長)

2月1日から3月25日までの間に行った職員に対する懲戒処分のうち、事案3について、その概要を御説明する。

この事案は、中南地域の高等学校技能職員が、令和4年度に幹事をしていた職員の親睦会において、職員から徴収した令和4年8月分の会費から12万円を私的に費消したものであり、当該職員に対して、停職4月の懲戒処分を行ったものである。

続いて、令和5年4月に行った懲戒処分について、その概要を御説明する。

この事案は、特別支援学校の教諭が、令和4年12月31日、八戸市内のホテルの客室において、ビデオカメラを設置し、待ち合わせをしていた女性を盗撮したものであり、当該職員に対し、令和5年4月26日付けで停職3月の懲戒処分を行ったものである。

この懲戒処分を本日公表することとした経緯として、当該処分について、令和5年5月10日付けで、被処分者から県人事委員会に対して審査請求書が提出されたほか、被処分者から県教育委員会に対して審査請求の裁決までの間、公表を差し控えてほしい旨の申し出があったため、令和5年5月に予定していた事案の公表を見送り、審査請求に係る県人事委員会の裁決を踏まえて対応することとしていたものである。

その後、令和7年1月30日付けで、県教育委員会が行った停職3月の懲戒処分を承認する旨の裁決が県人事委員会においてなされたことを受け、本日公表することとしたものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。